犬を飼うときは マナーを守りましょう

最近、犬の飼い主に対する苦情が多く寄せられています。

- 他人の敷地内での散歩
- 散歩中での、飼い犬のフンや尿の放置
- 放し飼い、ノーリードによる散歩

一部の飼い主による不適切な行動で、飼い主すべてのモラル・マナーが疑われてしまいます。みんなが気持ちよく生活できるように、マナーを守りましょう。

散歩中の排泄物はきれいに片付けましょう。

家の前でフンや尿を放置された人やフンを踏んでしまった人はとても嫌な気持ちになります。近くの水路や農地に捨てる行為もダメです。
フンは、必ず片付けましょう。尿もペットボトル等に水を用意して流すなどしましょう。

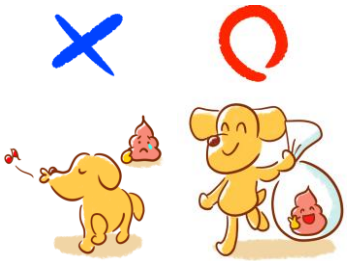

⚠ 他人の敷地での散歩はもちろん、排泄行為は絶対にダメです。

放し飼い、ノーリード、リードの伸ばしすぎ危険です。

犬も生き物です。普段はおとなしくても、その時の環境やストレスで態度が急変することを理解し、飼い主が制御できるよう、放し飼いや散歩時のノーリード、リードの伸ばしすぎは止めましょう。

⚠ 飼い犬が咬傷事件を起こした場合、飼い主に重い責任が発生することを自覚し飼育しましょう。

犬を飼うときに気を付けたいこと

・脱走や迷子
脱走や迷子は犬はもちろん、周囲にも危険が及ぶ可能性があります。

・遠吠えや無駄吠え
犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

犬種や性格に合わせた飼育が重要です。
しつけ教室などで飼い主としての知識を深め、犬とのより良い関係を築きましょう。

飼い主を明らかにしましょう

犬に鑑札や注射済票を装着させましょう。

万が一、脱走や迷子になってしまった時は、保健所、役場、警察署に連絡してください。

佐久保健福祉事務所
食品・生活衛生課
0267-63-4191

佐久穂町役場　住民税務課
0267-86-2552

佐久警察署　0267-68-0110

【お問い合わせ】佐久穂町役場　住民税務課 生活環境係　TEL:0267-86-2552